2017 年 10 月 24 日

国内規律裁定委員会　控訴結果の公示

1.　件　名
九州ロードレース選手権　第6戦　SPA 直入大会
（17 年 9 月 24 日開催）　JP250 クラスにおける控訴

2.　控訴人
JP250 クラス　・繁永　英樹氏（ピットクルー）　繁永　虎之介氏（選手）

3.　被控訴人
株式会社　オートポリス　SPA 直入コース（主催者）・大会審査委員会

4.　控訴内容
繁永選手（84 号車）「黄旗区間における追越し」の罰則ついて

5.　控訴にいたる流れ
JP250 クラス決勝 7 周目の 7 番ポストからメインポストまで区間において「黄旗」が提示され、この区間にて　繁永選手（84 号車）による古賀選手（46 号車）の追い越し」に対し、競技団、当該大会審査委員会は、国内競技規則に則り、競技結果に対し 15 秒加算の罰則処分を課したが、控訴人（同クラス　繁永　英樹氏および虎之介選手）より、「黄旗区間の追い越しの事実検証と罰則」に対する控訴が提出された。国内規律裁定委員会は、控訴人および当該大会主催者および審査委員会の聴聞会を 10 月 12 日に実施した。

6.　裁　定
控訴人から訴状及び資料による説明、および被控訴人　大会主催者（当該審査委員長、競技監督、事務局長、大会組織委員）から資料、状況説明を受けた。
国内規律裁定委員は、大会審査委員会の黄旗区間の追い越しによる罰則「競技結果に 15 秒加算」の判定は妥当と裁定する。
よって、控訴人の訴えは却下する。
※　規律裁定委員会は被控訴人（主催者・大会審査委員会）に対し大会時の違反行為に対する罰則の通告に於いては、裁定の根拠を具体的に示し、説明を尽くすよう指導した。

以上を国内規律裁定委員会の最終決定とする。

7.　付随事項
1）成績結果（リザルト）告知
主催者である株式会社オートポリス　SPA 直入コースは、参加選手および関係者に当日「成績結果（リザルト）」を速やかに告知しなければならない。また、この成績結果に基づき速やかに、正賞・副賞を授与すること

以上

（一財）日本モーターサイクルスポーツ協会
国内規律裁定委員会